

## 令和7年度神奈川県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 神奈川県の交付する、令和7年度神奈川県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）については、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱」（令和7年3月4日付け医薬発0304第5号厚生労働省医薬局長通知）、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱」（令和7年3月4日付け厚生労働省発医薬0304第64号厚生労働事務次官通知。以下「国の交付要綱」という。）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、神奈川県第四期医療費適正化計画に基づき、電子処方箋の導入費用の補助事業を実施することにより、電子処方箋の活用・普及に資することを目的とする。

（対象施設及び対象事業並びに対象経費）

第3条 この補助金は、国の交付要綱3に基づき、次の施設及び事業を対象として、予算の範囲内で交付する。なお、この要綱の施行以前に着手した事業及び完了した事業も対象とする。ただし、過去に神奈川県の補助をすでに受けた事業は除く。

- (1) 保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であって、令和4年6月30日薬生総発第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）が電子処方箋管理サービスを初期導入（第3号に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業（以下「導入事業」という。）
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果

- の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するために行う導入事業
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行う導入事業
- 2 補助対象経費は、前項各号に掲げる事業に必要な経費とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算定する。

- (1) 次の表の第3欄に定める基準額と前条に規定する補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

| (1) 対象施設         | (2) 対象事業     | (3) 基準額    | (4) 補助率 |
|------------------|--------------|------------|---------|
| 大規模病院（病床数200床以上） | 第3条第1項第1号の事業 | 4,866,000円 | 1/6     |
|                  | 第3条第1項第2号の事業 | 1,356,000円 |         |
|                  | 第3条第1項第3号の事業 | 6,022,000円 |         |
| 病院（大規模病院以外）      | 第3条第1項第1号の事業 | 3,259,000円 | 1/6     |
|                  | 第3条第1項第2号の事業 | 1,002,000円 |         |
|                  | 第3条第1項第3号の事業 | 4,059,000円 |         |
| 診療所              | 第3条第1項第1号の事業 | 388,000円   | 1/4     |
|                  | 第3条第1項第2号の事業 | 245,000円   |         |
|                  | 第3条第1項第3号の事業 | 542,000円   |         |
| 薬局               | 第3条第1項第1号の事業 | 388,000円   | 1/4     |
|                  | 第3条第1項第2号の事業 | 256,000円   |         |
|                  | 第3条第1項第3号の事業 | 553,000円   |         |

※金額はいずれも税込み。

(利益等の排除)

第5条 補助事業において、補助対象経費の中に補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

- (1) 補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる

下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く。）

(2) 利益等排除の方法は次のとおりとする。

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもつて補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イの場合を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、知事が別に定める期日までに、神奈川県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付申請書兼実績報告書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 支払基金から発行された電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金等交付決定通知書の写し

(2) 電子処方箋管理サービスの導入に係る領収書の写し

(3) 電子処方箋管理サービスの導入に係る領収書内訳書の写し

(4) 経費所要額調書（第1号様式別紙1）

(5) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）

(6) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕

入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### （暴力団排除）

第7条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### （交付の条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 県が別に指定する電子処方箋に関する周知広報ポスターを対象施設に掲示しなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、すみやかにその状況を報告しなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（以下「財産の処分の制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は財産の処分の制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。
- (11) 第1号から前号までの条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

#### （変更の承認）

第9条 前条第2号又は第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

#### （申請の取下げ）

第10条 補助金の交付の申請をした者が、規則第7条第1項の規定により申請の

取り下げをできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付申請書兼実績報告書（第1号様式）により、県が指定する電子処方箋に関する周知広報ポスターを対象施設に掲示したことが分かる資料を添付して、知事に報告するものとする。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第3号様式）により、知事が別に定める期日までに、知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（届出事項）

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名（法人の場合は、所在地又は名称）を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があつたとき。

（その他）

第14条 その他、事業の実施にあたり、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。